

都市計画法施行令第25条第6号ただし書き及び日立市宅地開発事業の適正化に関する条例別表（第6条関係）の運用基準

都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第25条第6号ただし書き及び日立市宅地開発事業の適正化に関する条例（平成17年条例第2号）別表（第6条関係）4公園等のただし書きにおける、「開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合」とは、次のいずれかに該当する場合に適用する。

1 予定建築物が住宅の場合において、当該開発区域（開発区域の面積が1ha未満に限る。）が、市が管理する公園等から250mの範囲内にあり、公共施設管理者（公園管理者）の同意が得られている場合。

ただし、開発区域と公園等の間には、高速道路、河川、鉄道その他利用者の通行を分断するものにより、妨げられることなく利用できる状態にあること。

2 当該開発区域が、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業又は開発許可により面的な整備事業が施行された区域内で、既に公園等が周辺に適切に確保されている土地の二次的な開発行為である場合。

3 その他の理由により、市長が公園等の設置を不要と認めた場合。

付則

この基準は、令和5年2月27日から施行する。